

福祉

●介護保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
介護保険	被保険者証等の返還	亡くなられた方の被保険者証等の返還が必要です。	・亡くなられた方の被保険者証 ・介護保険負担割合証 等	介護保険課 管理係 2階 27番窓口 内線 662
	介護保険料の精算	亡くなられた方が、山形市の介護保険第1号被保険者(65歳以上)の場合は、手続き(代理人承諾書の提出)が必要です。 【期限】 亡くなられた日から2年以内 【手続きができる人】 (1)保険料が年金から差引きされている場合 ・法定相続人のうち相続順位が上位の方 ・遺産分割協議書による相続人など (未支給年金請求者が上記と異なる場合は、別途手続きが必要となることがあります。) (2)保険料を納付書または口座振替で納付している場合 ・法定相続人のうち相続順位が上位の方 ・遺産分割協議書による相続人 など	・代理人の振込先口座がわかるもの[通帳等(還付金が生じた場合の受取りに、公金受取口座を利用する場合はマイナンバーカード)] ・代理人の本人確認書類 ・別世帯の方が代理人になる場合は、相続権を確認できる書類(戸籍謄本、遺産分割協議書などの写し)	介護保険課 介護保険料係 2階 27番窓口 内線 848・849
	高額介護サービス費等の振込先口座の変更	亡くなられた方が、介護保険サービスを利用し高額介護サービス費等の該当(予定)になっている場合、相続人代表となる方への振込先口座の変更が必要です。 【期限】 サービス利用月の翌月1日から2年以内 【手続きができる人】 相続人	・相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの[通帳等(公金受取口座を利用する場合はマイナンバーカード)]	介護保険課 給付係 2階 27番窓口 内線 846・847

●高齢者

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
高齢福祉	紙おむつ支給事業		長寿支援課 長寿福祉係 2階 28番窓口
	緊急通報システム事業	各種サービスをご利用の方が亡くなられた場合、担当までご連絡ください。	
	その他高齢者福祉サービス		内線 566・569